

平成30年度内丸緑地管理業務報告書

第1 事業の実施状況

(1) 管理の目標値の達成状況

管理の基本方針として

- (1) 利用者に満足していただける管理
(ゴミが落ちていないクリーンな公園等)
- (2) 組織の能力を発揮した管理
(盛岡城跡公園と一体として利用できる公園等)
- (3) 地域との連携を図った管理
(ボランティア活動との連携、地域のイベント開催への支援等)
- (4) 組織内および関係者との情報共有・コミュニケーションを図った管理
(毎月の企画会議の開催による情報共有等)

この基本方針にもとづき、コンテナガーデン(ボランティア組織・園芸クラブみどりが設置・維持管理)を9基設置するとともに、プランター24個を設置して利用者の皆さんに癒しの空間を提供した。

ゴミのない清潔な公園とするため、ボランティア活動の協力もいただき、ほぼ毎日清掃を行った。利用者からは、きれいな公園と評価されている。

また、内丸緑地を活用したイベントについて、平成30年9月23日(日)「うちまるジャズフェスティバル」が開催され、多くのジャズファンでにぎわった。

県から小岩井農牧(株)がヒマラヤシーダーの伐採・抜根作業を受注し、平成30年10月1日から伐採作業に入った。工期は平成31年3月15日まで。10月1日から一般利用者は、緑地内側作業範囲は立ち入り禁止となった。

(2) 管理の実施状況

管理状況全般	<p>植栽管理については、樹木管理並びに生垣管理等計画的に行い、初期の目的を達成した。</p> <p>なお、清掃業務については、「清掃業務基準明細書」に記載の週3回の回数を超えて、ほぼ毎日、ゴミ拾い、灰皿清掃を実施した。また、清掃業務を行うに当たって、バス停の歩道の「ゴミ拾い・落葉清掃」並びに桜山神社入口の「市道の清掃」も併せて実施した。</p>
--------	--

	<p>なお、盛岡市福祉事務所からのボランティアの方々に、定期的（月・水）に清掃活動・除雪を行っていただいた。</p> <p>ボランティアの多い時は約十数人で、午前約 2 時間実施している。</p> <p>県の発注委託業務により、小岩井農牧（株）が平成 30 年 10 月 1 日より緑地内のヒマラヤシーダーの伐採の準備作業に入った。</p> <p>その後、10 月 9 日よりヒマラヤシーダーの本格伐採作業に入り、10 月 29 日、41 本すべての伐採を終了した。引き続き、抜根作業に移行し、12 月初旬抜根作業を終了した。</p> <p>その後、抜根跡の土の入替え作業を行った（12 月 20 日頃終了）。</p> <p>この作業のため、内丸緑地内側が利用者立入禁止となったことから、指定管理者の緑の相談室としては、伐採作業が施設に影響を及ぼさないか等チェックするとともに、外側からの目視等により施設点検をするなどできる範囲での管理を行った。</p> <p>また、清掃については、緑地内外縁部（ヒマラヤシーダー伐採作業範囲外）の清掃・除雪を実施した。</p>
<p>問題点・課題</p>	<p>ア コンテナガーデンの花の盗掘について</p> <p>平成 24 年度は頻繁な発生（約 90 本）に鑑み、維持管理している園芸クラブみどりと協議のうえ、年度途中でコンテナガーデンを中止した。</p> <p>平成 25 年度以降、花の盗掘は大幅に減少している。</p> <p>イ 吸い殻入れの設置について</p> <p>公園利用者の声により、平成 24 年 8 月吸殻入れを 5 基か 2 基に減じ、設置位置も「すみ」（端の方）にした。</p> <p>利用状況は、現在 2 基とも利用されている。</p> <p>喫煙対策について、どのようにしていくか今後とも検討していくこととする。</p> <p>ウ ヒマヤラシーダーの管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「倒木の危険はないか。」及び「枯枝の落下はないか。」に注意を払っている。 ・ 一年を通し落葉があり、清掃に苦慮している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、平成 30 年度専門業者に委託し、ヒマラヤシーダー 41 本の伐採・抜根作業を実施した。 <p>エ カツラマルカイガラムシについて 平成 29 年度内丸緑地において、シラカバ 5 本にカツラマルカイガラムシの被害が発生し、枝の先端が枯れた。</p> <p>オ 施設の老朽化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁前緑地の裏側の石積が崩落している。 <p>カ 公会堂前緑地の冠水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中程度の降雨でも、公会堂前緑地が冠水する。 ・ 平成 28 年度舗装工事後は、大きな冠水はなかった。
<p>問題点・課題への 対応</p>	<p>ア コンテナガーデンの花の盗掘について 現在はほとんど発生していないが、今後とも注視していくこととする。</p> <p>イ 吸い殻入れの設置について 利用者の声を聞きながら、検討していく。 現在、県で方針を検討している。</p> <p>ウ ヒマヤラシーダーの管理について 県では、平成 28 年 12 月 22 日、内丸緑地管理検討委員会第 1 回委員会を開催し、ヒマラヤシーダーの今後のあり方について検討を始めた。 その後県では、41 本皆伐する方針で、平成 29 年 4 月 21 日～5 月 22 日までパブリックコメントを実施した。その結果、強い反対意見はなかったことから、第 3 回委員会（平成 29 年 7 月 28 日開催）でヒマラヤシーダーを皆伐することとした。 平成 30 年 8 月 3 日、県から小岩井農牧（株）がヒマラヤシーダーの伐採・抜根作業を受注し、平成 30 年 10 月 1 日から伐採作業に入った。工期は平成 31 年 3 月 15 日まで。</p>

	<p>エ カツラマルカイガラムシについて</p> <p>平成29年、シラカバ5本にカツラマルカイガラムシの被害が発生し、枝の先端が枯れたことから、6月高所作業車を使い枯枝を除去した。</p> <p>その後、県では9月、カツラマルカイガラムシ防除対策としてシラカバ、ユリノキ等広葉樹に樹幹注入を実施した。</p> <p>今後、カツラマルカイガラムシの被害が拡大しないかどうか注視していくこととする。</p> <p>オ 施設の老朽化</p> <p>石積の崩落については、施設の所管を明らかにしたうえで、補修が必要である。</p> <p>カ 公会堂前緑地の冠水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と協議しながら対応を検討していく。
--	--

(3) 委託の実施状況

業務名	業務内容	受託者名	契約額
委託業務なし			

第2 経理の状況に関する事項

(1) 決算の状況

ア 収入の部

単位：円

項目	予算額	収入済額	差引	内訳
指定管理料	1,410,000	1,410,000	0	
雑収入	0	0	0	
計	1,410,000	1,410,000	0	

イ 支出の部

単位：円

項目	予算額	支出済額	差引	内訳
一般管理費	541,000	541,000	0	
賃金	240,000	240,000	0	清掃費等
需用費	299,000	299,000	0	
花苗代等	228,000	228,000	0	コンテナガーデン花代等
光熱水費	71,000	71,000	0	電気、水道料
役務費	2,000	2,000	0	
保険	2,000	2,000	0	保険料
工事費	600,000	600,000	0	
植栽管理	600,000	600,000	0	植栽維持管理料
その他諸経費	269,000	269,000	0	事務局費等
計	1,410,000	1,410,000	0	

(2) 修繕費の状況

修繕箇所	修繕内容	修繕額
なし		円
計		

(3) 備品の購入状況

購入備品名	使用目的	購入額
なし		円
計		

(注) 指定管理料で購入した備品について記載すること（消費税を含む。）

(別紙1)

管理運営状況 評価シート【平成30年度】

(評価日平成31年 1月10日)

1 施設の概要

施設名	内丸緑地
所在地	盛岡市内丸
設置根拠	都市公園法、県立都市公園条例
設置目的	(設置：昭和52年4月1日) 盛岡市内丸地内に官公庁一団地への来訪者が気軽に休息、待ち合わせ等に利用できる施設とするとともに官公庁の中心シンボリック緑地として設置。
施設概要	敷地面積、建物面積、主な施設、利用定員等 (1) 面積 0.3ha (2) 園路 カラー透水性舗装、カラー透水性平板 (3) ベンチ 8基 (4) 水のみ場 1箇所 (5) 照明灯 2基 (6) 植栽 ヤマボウシ8本、シラカバ 4本、ユリノキ7本、生垣(ドウダンツツジ)、その他
施設所管課	岩手県県土整備部都市計画課 (電話019-629-5887(直通)、メールアドレス AG0007@pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	特定非営利活動法人緑の相談室
指定期間	平成30年4月1日～平成35年3月31日(5年間)
連絡先	電話 019-681-0722 fax 019-907-3521

3 指定管理者が行う業務等

業務内容(主なもの)	内丸緑地を適正かつ良好な状態で管理する。		
職員配置、管理体制	常勤換算 約 0.4名 (内訳) 清掃(事務局長補佐) 1人×1h×365日=365h 植栽管理等(会員) 剪定: 8人×8h=64h 草刈: 4人×8h×4日=128h 落葉清掃: 4人×8h×7日=	組織図 	
利用料金	なし		
開館時間		休館日	なし

4 施設の利用状況

(単位：人)

(利用者数、稼働率等)	前年度 29年度	指定管理期間						備考
		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	期間平均	
第1四半期							0	
第2四半期		データなし					0	
第3四半期							0	
第4四半期							0	
年間計(実績)	0	0	0	0			0	

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分	前年度 29年度	指定管理期間						備考
		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	期間平均	
収入	利用料金収入							
	県委託料	1,410	1,410				1,410	
	自主事業収入							
	小計	1,410	1,410				1,410	
支出	人件費							
	維持管理費	1,410	1,410				1,410	
	事業費							
	自主事業費							
	小計	1,410	1,410				1,410	
収支差額	0	0					0	

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見(満足度等)の把握方法

把握方法	日常の維持管理の中での聞き取り等	実施主体	指定管理者
------	------------------	------	-------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情 0件、要望 0件、その他 0件
主な苦情、要望等	対応状況
①	
②	
③	
その他利用者からの積極的な評価等 地域の皆さんからいつも綺麗で気持ちいいとの声がある。	

7 業務点検・評価

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	<p>利用者の平等な利用の確保を図るとともに、公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるよう、指定管理者が提出した指定申請書を基本として作成する管理運営業務計画書に基づき、適正に管理する。</p> <p>【協定 第4条】</p>	<p>本年は特に近隣官公庁の皆さんによる昼休み時間の利用が多かった。このことから、ほぼ毎日の清掃に努め、より清潔感を高めた。</p> <p>さらに、コンテナガーデン9基・プランター24基を設置して癒しの空間を提供した。</p> <p>10月1日からは、県発注の小岩井農牧(株)によるヒマラヤシーダー伐採・抜根作業のため、緑地内作業範囲が立ち入り禁止となり、一般来園者は利用できなくなった。このため、施設管理は外側からの目視となり、清掃は緑地内外縁部を対象に実施した。</p>	
事業の実施状況	<p>公園の供用期間は、原則として4月1日から3月31日までとする。</p> <p>【仕様 第6】</p>	<p>ヒマラヤシーダー伐採作業のため、4月1日から9月31日まで供用した。</p>	
	<p>清掃の毎日実施（4月～11月）</p> <p>【申請 目標】</p>	<p>ほぼ、毎日清掃を行うとともに、施設の点検を実施した。</p>	
	<p>盛岡城跡公園との一体的な利用の増進</p> <p>【申請 目標】</p>	<p>盛岡城跡公園は毎日4回巡回を実施しており、この巡回区域に内丸緑地も含めて一体的に管理しており、来園者の満足度の向上に努めている。</p>	
	<p>【H29重点取組事項】※H29管理運営業務計画書</p> <p>コンテナガーデンを設置して利用者に癒しの空間を提供する。</p>	<p>9基のコンテナガーデン及び24基のプランターを設置した。</p> <p>日常の維持管理は、緑の相談室の活動に協力いただいているボランティア組織「園芸クラブみどり」の皆さんが担当した。</p> <p>平成24年度はコンテナガーデンの花の盗掘が頻発(約90本)したが、25年度～30年度は数本の発生にとどまり、24年度に比し大幅に減少した。</p> <p>ヒマラヤシーダー伐採・抜根作業のため、コンテナガーデンの管理に努めている。</p>	
	<p>イベントの開催</p>	<p>平成30年9月23日(日)、内丸緑地(公会堂前)で「うちまるジャズフェスティバル」が開催され、多くのジャズファンでにぎわった。</p>	
施設の維持管理状況	<p>公園施設を、適正かつ良好な状態で管理する。</p> <p>【仕様 第7】</p>	<p>ほぼ毎日の清掃活動のほか、市福祉事務所からのボランティアの方々の協力も得て清掃活動・除雪を行った。また、気象災害、地震等警報が発令された場合は、早朝及び災害直後の巡回点検を実施している。</p>	
	<p>供用期間中適宜緑地を巡視し、施設点検簿により公園施設等を点検する。</p> <p>【仕様 第8】</p>	<p>施設点検簿の項目に基づき、巡視し、施設の点検を実施した。毎月「清掃・点検等実施状況報告」を県へ提出した。</p>	

	施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行う。 【仕様 第8】	施設の異常が発生した場合は、応急措置を行うこととしている。	
	芝生、樹木等の維持管理のため、植栽管理基準に準拠して必要な措置を行う。 【仕様 第11】	樹木等の植栽管理については、造園管理基準に基づき適正に管理した。	
記録等の整理・保管	管理業務に係る関係書類を整備する。 【協定 第16】	維持管理に伴う、支出関係の書類を保存している。 施設点検、管理作業、利用状況等に関しては、「公園施設点検簿(内丸緑地管理日誌)」に記載し、「清掃・点検等実施状況報告」とともに整備している。	
自主事業、提案内容の実施状況	公園の設置目的に合致するとともに法令に違反せず、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、予め県に事業計画書を提出して自主事業を実施することができる。 【協定 第34】	利用者のための維持管理に努め、安全・安心を重点に管理に努めた。 自主事業として、平成30年2月に、公園にスノーキャンドルを設置し、もりおか雪あかり2018を盛り上げたが、平成30年度はヒマラヤシーダー伐採作業の影響で、実施見通しが立たないことから、状況を見て対応していきたい。	
(施設所管課評価) ・成果のあった点 ・改善・工夫など検討を要する点			

(2) 運営体制等

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	業務に適した者を適時適切に配置する。 【仕様 第4】	日常の管理については、事務局長補佐等が毎日巡視して確認を行っている。植栽管理については、主として法人会員(造園会社)が適正に管理している。	
	統一した名札等を定め、業務に従事する者であることを明確にする。 【仕様 第4】	緑の相談室のユニホームを着用して実施している。	
危機管理体制（事故、緊急時の対応）	事故・事件が発生した場合には、誠意をもって当事者との交渉に当たるほか、管理上の改善が必要と認められる事項について速やかに対応する。 【仕様 第13】	施設の破損等が生じた場合は、県に報告書を提出して対応を協議することとしている。なお、緊急を要するもの(枯れ枝落下・倒木等で利用者に危険を及ぼすもの)については直ちに処理を行うこととしている。	

コンプライアンスの取組み、個人情報情報の取扱い	管理運営業務に従事している者等は、業務の実施に関し知りえた情報を漏らし、又は他の目的のために使用してはならない。 【協定 第18条】	主要な情報については、事務局長が適正に管理している。	
	管理運営業務に係る個人情報の取扱については、「個人情報取扱特記事項」を遵守する。 【協定 第19条】	問い合わせや要望をいただいた際の個人情報については、協定に定められている「個人情報取扱特記事項」を遵守している。また、緑の相談室の「個人情報取り扱規定」も遵守する。	
県、関係機関等との連携体制	近隣住民や関係機関等との協力・連携に努めるとともに、良好な関係を維持する。 【協定 第10】	今年度も、「東大通商業振興会」の一員として様々な活動に参加して地域の発展に協力している。(平成30年7月14日(土)開催の「桜山オープンカフェ・ゆかたde夢灯り2018」に参画するとともに、支援活動を行った。)	
	県の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に執行する。 【仕様 第3】	県とは相互に情報を交換し、適切な管理に努めた。	
(施設所管課評価) ・成果のあった点 ・改善・工夫など検討を要する点			

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価指標
運営業務	永年培ってきた、造園の技術を生かし、地域の発展、まちづくりに貢献する。 【申請 基本方針】	培ってきた造園技術を活かし、盛岡城跡公園との一体的な景観形成に寄与した。	
利用者サービス	皆さんが利用しやすい公園管理を行なう。 【申請 目標】	吸い殻入れ等をほぼ毎日清掃するなど、清潔感をアピールした。また、利用者の声により、平成24年度吸い殻入れの数を減じ2基とし、30年度も2基で継続している。	
	利用者が安全、安心、癒しを感じる公園の管理を行なう。 【申請 目標】	ヒマラヤシーダー伐採作業により 9月末で撤去し、歩道側の生垣の高さを適正に管理すると共に、コンテナガーデン・プランターを設置して利用者に癒しの空間を提供した。	
(施設所管課評価) ・成果のあった点 ・改善・工夫など検討を要する点			

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性が図られていること。 【募集要項 審査内容】	指定管理料の範囲内で管理計画に基づき、維持管理している。	
指定管理者の経営状況	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。 【募集要項 審査内容】	特定非営利活動法人緑の相談室の経営は安定している。また、事業計画書に沿った管理を行っている。	
(施設所管課評価)			
・成果のあった点			
・改善・工夫など検討を要する点			

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

<p>① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ毎日の清掃活動やコンテナガーデン・プランターの設置等により清潔感があり、癒しを感じる空間を提供できた。
<p>② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項</p> <p>ア コンテナガーデンの花の盗掘について 平成24年度は、頻発な発生（約90本）に鑑み、維持管理している園芸クラブみどりと協議のうえ、年度途中でコンテナガーデンを中止した。 平成25～30年度花の盗掘は数件程度と24年度に比し大幅に減少したことから、開花最終の10月まで設置した。 今後も、「園芸クラブみどりの思い」を標板に掲示するとともに、花愛護の気持ちを啓発していきたい。 平成30年度は、ヒマヤラシーダー伐採作業のため、コンテナガーデンの設置は9月末までとした。</p> <p>イ 吸殻入れの設置と喫煙対策について 公園利用者の声（「公園に吸殻入れがあることはいかがなものか」）により、平成24年8月吸い殻入れ5基を2基に減じ設置位置も緑地の隅（端）にしたところである。（「お知らせ」掲示済）。 その後も、喫煙者は2基の吸い殻入れを利用しており、平成30年度もこの状態を継続した。今後は利用者の声を聴きながら対応を検討していく。平成30年度は、ヒマヤラシーダー伐採作業のため、吸殻入れ設置は9月末までとした。</p> <p>ウ ヒマヤラシーダについて 県では平成28年12月22日、内丸緑地管理検討委員会第1回委員会を開催し、ヒマヤラシーダーのあり方について検討を始めた。その後県では、41本皆伐する方針で、平成29年4月21日～5月22日までパブリックコメントを実施した。 結果、強い反対意見はなかったことから、第3回委員会（H29.7.28開催）でヒマヤラシーダーを皆伐することとした。 平成30年10月1日から、県発注のヒマヤラシーダー伐採・抜根作業を小岩井農牧（株）が実施した。（工期：平成31年3月15日まで）。</p>

- エ 石垣の崩れについて
県庁前緑地、後側亀が池斜面の石積が一部崩れている。
- オ 公会堂前緑地の水たまりについて
公会堂前内丸緑地の排水が悪く、大雨の後にはプール状の水たまりができたが、平成28年県発注で舗装工事を実施し、併せて排水口の補修も行ったことから、一時改善された。しかし、その後舗装・排水口の「めづまり」等のためか、また中程度の降雨でも水たまりができるようになった。何らかの対応が必要と思われる。
- カ カツラマルカイガラムシ被害について
平成29年度シラカバ5本にカツラマルカイガラムシの被害が発生した。指定管理者による先端枯枝の除去、樹幹注入（県が実施）等対応はしたが、今後、被害拡大が懸念されることから注視していく必要がある。

③ 県に対する要望、意見等

- ア ヒマラヤシーダー皆伐後の緑地の整備について
ヒマラヤシーダー皆伐後の緑地の整備については、学識経験者、利用者等いろいろな方面から意見を聴き、緑地の施設レイアウト、内容等多目的に利用しやすい、良い緑地となるよう再整備することを要望する。
- イ 石垣の崩れについて
県庁前緑地、後側亀が池斜面の石垣が一部崩れてきていることから、石垣の所管（県か市か）を明らかにするとともに、崩れの対策を講じる必要がある。
- ウ 公会堂前緑地の水たまりについて
中程度の降雨でも水たまりができるようになったことから、何らかの対応が必要と思われる。

(2) 県による評価等

① 指定管理者の運営状況について

② 県の対応状況について（自己評価）

③ 次期指定管理者選定時における検討課題等

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日： 年 月 日）

前回委員会における意見等への対応状況

【内丸緑地】

委員からの意見	前回委員会時の指定管理者の回答	現在の状況
<p>灰皿はなくて良いと思っている。清掃の手間もあるが、子どもたちも多く使う公園である。吸いたい人は携帯の灰皿を持参すれば良く、灰皿を撤去することでマナーの向上にも役立つのではないかと思う。</p>	<p>子どもやお子さま連れの利用者も結構おり、禁煙・分煙化の流れを考えると、公園に灰皿は必要ないと考えている。県と議論していきたい。</p>	<p>現在、内丸緑地では2基の「吸殻入れ」を設置している。(平成30年10月初旬より、ヒマラヤシーダーの伐採作業のため、来園者は緑地内に立ち入ることができないことから、「吸殻入れ」は撤去している。)</p> <p>平成30年11月初旬、県より「県立施設における受動喫煙対策について」の調査・照会があった。指定管理者としては、公共施設において禁煙とすることは、時代の趨勢と思われる旨回答した。</p> <p>現在、県では全体での対応方針を検討していると伺っている。</p>